

相双五城信用組合行動計画書

平成30年1月25日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

2. 内 容

➤ 目標1 「所定外労働を削減する」

ノー残業デーの実施推進（毎月、第2、第3水曜日をノー残業デーとする。）

＜対策＞

- 平成30年4月 管理職者、職員への再度周知。
毎月初めに当月時間外勤務時間の上限時間を周知。
- 平成30年4月 ノー残業デー開始。

➤ 目標2 「有給休暇の取得推進」

有給休暇の取得日数一人平均年間12日以上を目指す。

＜対策＞

- 平成30年4月 計画的な取得に向けリフレッシュ休暇の申請に合わせ取得計画の策定。
- 平成30年5月 取得計画による有給休暇取得の実施。

以 上